関東エリア（高圧：500kW以上）

産 業 用 季 時 別 電 力

（需給契約条件［高圧・特別高圧］）

2022年９月１日 実施

九電みらいエナジー株式会社

産業用季時別電力（需給契約条件[高圧・特別高圧]）

目　　次

１　対象のお客さま　……　１

２　季節区分および時間帯区分　……　１

３　使用電力量の算定　……　２

４　そ　の　他　……　２

附　　則　……　３

別　　表　……　４

料　金　表　……　５

1　対象のお客さま

この需給契約条件[高圧・特別高圧]（以下「この契約条件」といいます。）は，当社が別に定める電気供給条件[高圧・特別高圧]（以下「供給条件」といいます。）の常時供給電力の適用範囲に該当するお客さまで，動力（付帯電灯を含みます。）を使用され，次の地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款の高圧標準接続送電サービスまたは高圧時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまを対象といたします。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）

2　季節区分および時間帯区分

⑴　季節区分は，次のとおりといたします。

イ　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

ロ　そ　の　他　季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

⑵　時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピ　ー　ク　時　間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ　昼　間　時　間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ　夜　間　時　間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

３　使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は，時間帯ごとに，30分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は，原則として，消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

４　そ　の　他

⑴　この契約条件の内容は，法令等にもとづき開示が求められる場合を除き，お客さまによる第三者への開示ができないものといたします。

⑵　この契約条件に定めのない事項については，供給条件によるものといたします。

附　　則

（この契約条件の実施期日）

この契約条件は，2022年９月１日から実施いたします。

別　　表

（ 休 日 等 ）

この契約条件において，休日等とは，次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

１月２日

１月３日

４月30日

５月１日

５月２日

12月30日

12月31日

料　　金　　表

【基本料金および電力量料金】

基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	２，７１３円４３銭

2　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の各時間帯の使用電力量によって算定いたします。

⑴　ピ ー ク 時 間

１キロワット時につき	２８円７０銭

⑵　昼　間　時　間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	２７円７２銭	２５円５０銭

⑶　夜　間　時　間

１キロワット時につき	１９円０９銭

３　特　別　割　引

基本料金および電力量料金の総和に対して，当社が送付する電力需給契約成立のお知らせに記載の特別割引率を適用いたします。

【臨 時 精 算 単 価】

基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	２，１７８円００銭

2　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	１８円３９銭	１７円１７銭

【燃 料 費 調 整】

燃料費調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1　燃料費調整額の算定

⑴　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1970

β＝0.4435

γ＝0.2512

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44{,}200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

ロ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44{,}200\text{円}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

(3)　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から10月31日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

⑷　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に⑵によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

２　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	２２銭４厘

3　燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は，１⑴によって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，１⑷によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，１⑴によって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，１⑷によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

4　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，１⑴の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および１⑵によって算定された燃料費調整単価を当社の定める方法により，お客さまにお知らせいたします。

【消費税法の改正にともなう経過措置】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第１条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年８月22日法律第68号）第５条第２項の適用を受ける，令和元年９月30日以前から需給契約が継続し，令和元年10月１日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月１日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月１日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第１条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年９月30日政令第317号〕第４条第３項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については，この契約条件によらず，平成30年６月１日実施の契約条件によります。